

平成24年度四国地方整備局コンプライアンス推進計画

平成24年11月19日

平成24年12月17日変更(案)

コンプライアンス推進の強化について

変 更 案	現 行
<p>1 幹部職員のコンプライアンス遵守の徹底</p> <p>(1) 幹部職員は、就任の都度、法令遵守の宣誓を行う ……【新規】 幹部職員は、就任の都度、「コンプライアンス宣誓」<u>を全て自筆で作成</u>のうえ提出する。(別紙1参照) 現職員については、<u>平成25年1月4日付けで提出する</u>(同日に出勤していない場合は、直近の出勤日に提出)。 各部・各事務所のコンプライアンス指導者は、幹部職員の異動の都度、責任を持って対応し、提出された「コンプライアンス宣誓」を保管する。また、提出された「コンプライアンス宣誓」の写しを、その都度、総務部適正業務指導官に送付する。 対 象 者：本 局：課長・室長以上の管理職 事務所：副所長以上</p> <p>2 職員の意識改革</p> <p>(1) コンプライアンス講習会を実施 …… 継続 ① 事務所の管理職等(係員、係長以外の者)及びダム管理所の職員を対象とするものについては、本局の適正業務指導官及び港政調整官が各事務所等に出向いて、コンプライアンス講習会を開催する。 ② 事務所の係員、係長を対象とするものについては、各事務所のコンプライアンス指導者がブロック内の他の事務所に出向いて、コンプライアンス講習会を開催する。 なお、②を受講できなかった職員は、今後開催予定である①を受講させる。 ③ 本局職員を対象とするものについては、適正業務指導官、港政調整官等を講師としてコンプライアンス講習会を開催する。</p> <p>(2) 談合に関わった場合の懲戒処分、損害賠償請求等について周知徹底 …… 継続 コンプライアンスに関する研修、講習会において、発注者綱紀保持、倫理規程、官製談合防止法、国家公務員法、懲戒処分、損害賠償請求、刑罰等に関する講義を実施し、コンプライアンスについて周知徹底を図る。特に入札談合等関与行為を行った場合の厳しいペナルティ(懲戒処分、損害賠償請求等、刑罰等)については、必ず習得させる。</p> <p>(3) コンプライアンス・ミーティングを全職員に毎月1回以上実施の徹底 …… 継続 職員相互間でコンプライアンスに関する意見交換を行うことによる関係法令の遵</p>	<p>1 幹部職員のコンプライアンス遵守の徹底</p> <p>(1) 幹部職員は、就任の都度、法令遵守の宣誓を行う ……【新規】 幹部職員は、就任の都度、「コンプライアンス宣誓」<u>に記名</u>のうえ提出する。(別紙1参照) 現職員については、<u>平成24年11月1日付けで記名する</u>(同日に出勤していない場合は、直近の出勤日に提出)。 各部・各事務所のコンプライアンス指導者は、幹部職員の異動の都度、責任を持って対応し、提出された「コンプライアンス宣誓」を保管する。また、提出された「コンプライアンス宣誓」の写しを、その都度、総務部適正業務指導官に送付する。 対 象 者：本 局：課長・室長以上の管理職 事務所：副所長以上</p> <p>2 職員の意識改革</p> <p>(1) コンプライアンス講習会を実施 …… 継続 ① 事務所の管理職等(係員、係長以外の者)及びダム管理所の職員を対象とするものについては、本局の適正業務指導官及び港政調整官が各事務所等に出向いて、コンプライアンス講習会を開催する。 ② 事務所の係員、係長を対象とするものについては、各事務所のコンプライアンス指導者がブロック内の他の事務所に出向いて、コンプライアンス講習会を開催する。 なお、②を受講できなかった職員は、今後開催予定である①を受講させる。 ③ 本局職員を対象とするものについては、適正業務指導官、港政調整官等を講師としてコンプライアンス講習会を開催する。</p> <p>(2) 談合に関わった場合の懲戒処分、損害賠償請求等について周知徹底 …… 継続 コンプライアンスに関する研修、講習会において、発注者綱紀保持、倫理規程、官製談合防止法、国家公務員法、懲戒処分、損害賠償請求、刑罰等に関する講義を実施し、コンプライアンスについて周知徹底を図る。特に入札談合等関与行為を行った場合の厳しいペナルティ(懲戒処分、損害賠償請求等、刑罰等)については、必ず習得させる。</p> <p>(3) コンプライアンス・ミーティングを全職員に毎月1回以上実施の徹底 …… 継続 職員相互間でコンプライアンスに関する意見交換を行うことによる関係法令の遵</p>

変 更 案	現 行
<p>守及び法令の背後にある社会的要請に応える意識の涵養を目的に、コンプライアンス・ミーティングを毎月1回以上実施する。</p> <p>原則として所属職員全員が参加して、具体的な事案に即して、一人一人の理解が深まるような工夫を行う。また、判断の難しい事案については、上司や本局職員に相談していくことが定着する取組の工夫を行う。</p> <p>コンプライアンス・ミーティングの出席率向上の取組として、出席率の低かった所属においては毎月複数回の実施や、欠席者について他の課のコンプライアンス・ミーティングへ参加させる等の工夫により、原則として所属職員全員が参加できるよう努める。</p> <p>(4) 全ての研修において、コンプライアンスに係る講義を実施 …………… 継続 四国地方整備局で実施している全ての研修のカリキュラムに、コンプライアンスに関する講義を可能な限り取り入れる。</p> <p>(5) 幹部職員を対象とする会議（事務所長会議等）において、秘密情報の漏洩防止を徹底（毎年1回以上） …………… 継続 職務上知り得た秘密の保持は職員の責務であることから、毎年1回以上は幹部職員を対象とする会議等の場で、秘密情報の漏洩防止の徹底を図る。</p> <p>(6) パソコン立ち上げ時のコンプライアンス遵守メッセージの表示 ……………【新規】 職員のコンプライアンスに関する意識の徹底を図るため、全職員を対象として、行政パソコンの立ち上がり時に、コンプライアンス遵守メッセージを表示させる。 （別紙2参照）</p> <p>(7) 幹部職員は、人事評価（業績評価）において、コンプライアンス徹底について自己の研鑽及び所属職員への指導を目標に掲げる ……………【新規】 人事評価制度では能力評価項目の一つとして、倫理に関し評価することになっているが、幹部職員は平成24年10月期の業績評価の目標設定より、職務遂行における行動及び結果についてはコンプライアンスを遵守すること、及び所属職員についてもコンプライアンスの徹底について指導することを、目標として掲げる。</p> <p>対 象 者：本 局：課長・室長以上の管理職 事務所：副所長以上</p> <p>業績評価の目標の修正・追加等にあたっては、評価者と被評価者間で「目標の修正・追加等」について認識の共有化を図り、変更後の評価シートを各部・各事務所の人事評価担当まで提出する。</p>	<p>守及び法令の背後にある社会的要請に応える意識の涵養を目的に、コンプライアンス・ミーティングを毎月1回以上実施する。</p> <p>原則として所属職員全員が参加して、具体的な事案に即して、一人一人の理解が深まるような工夫を行う。また、判断の難しい事案については、上司や本局職員に相談していくことが定着する取組の工夫を行う。</p> <p>コンプライアンス・ミーティングの出席率向上の取組として、出席率の低かった所属においては毎月複数回の実施や、欠席者について他の課のコンプライアンス・ミーティングへ参加させる等の工夫により、原則として所属職員全員が参加できるよう努める。</p> <p>(4) 全ての研修において、コンプライアンスに係る講義を実施 …………… 継続 四国地方整備局で実施している全ての研修のカリキュラムに、コンプライアンスに関する講義を可能な限り取り入れる。</p> <p>(5) 幹部職員を対象とする会議（事務所長会議等）において、秘密情報の漏洩防止を徹底（毎年1回以上） …………… 継続 職務上知り得た秘密の保持は職員の責務であることから、毎年1回以上は幹部職員を対象とする会議等の場で、秘密情報の漏洩防止の徹底を図る。</p> <p>(6) パソコン立ち上げ時のコンプライアンス遵守メッセージの表示 ……………【新規】 職員のコンプライアンスに関する意識の徹底を図るため、全職員を対象として、行政パソコンの立ち上がり時に、コンプライアンス遵守メッセージを表示させる。 （別紙2参照）</p> <p>(7) 幹部職員は、人事評価（業績評価）において、コンプライアンス徹底について自己の研鑽及び所属職員への指導を目標に掲げる ……………【新規】 人事評価制度では能力評価項目の一つとして、倫理に関し評価することになっているが、幹部職員は平成24年10月期の業績評価の目標設定より、職務遂行における行動及び結果についてはコンプライアンスを遵守すること、及び所属職員についてもコンプライアンスの徹底について指導することを、目標として掲げる。</p> <p>対 象 者：本 局：課長・室長以上の管理職 事務所：副所長以上</p> <p>業績評価の目標の修正・追加等にあたっては、評価者と被評価者間で「目標の修正・追加等」について認識の共有化を図り、変更後の評価シートを各部・各事務所の人事評価担当まで提出する。</p>

変 更 案	現 行
<p>(8) 各職員がコンプライアンスの行動を毎月チェック ……【新規】 各職員がコンプライアンス遵守についての行動チェックを毎月実施することで、コンプライアンス意識の徹底を図る。(別紙3参照) コンプライアンス・ミーティングの実施後等において、コンプライアンスの行動チェックを実施し、<u>記名のうえ各所属長を通じてコンプライアンス指導者まで提出</u>する。 また、現段階の行動チェックシートは、全職員に共通する項目であるため、各部署等において追加することを可とする。 なお、チェック項目が多い、同じチェックシートでは効果が出ないと判断される場合は、適宜チェック項目を調整することを可とする。</p> <p>(9) <u>コンプライアンス講習会、コンプライアンス・ミーティングへの参加状況を職員ごとに記録 ……【新規】</u> <u>各職員ごとのコンプライアンスへの意識、取組状況を把握するため、コンプライアンス講習会、コンプライアンス・ミーティングへの参加状況を記録・保存する。</u></p>	<p>(8) 各職員がコンプライアンスの行動を毎月チェック ……【新規】 各職員がコンプライアンス遵守についての行動チェックを毎月実施することで、コンプライアンス意識の徹底を図る。(別紙3参照) コンプライアンス・ミーティングの実施後等において、コンプライアンスの行動チェックを実施する。 また、現段階の行動チェックシートは、全職員に共通する項目であるため、各部署等において追加することを可とする。 なお、チェック項目が多い、同じチェックシートでは効果が出ないと判断される場合は、適宜チェック項目を調整することを可とする。</p>
<p>3 事務所に対する指導等の充実・強化</p>	<p>3 事務所に対する指導等の充実・強化</p>
<p>(1) コンプライアンス・ミーティングの運営について、各事務所の取組を支援・指導 …… 継続 コンプライアンス・ミーティングの企画やコンプライアンス講習会の開催を独自に行うなど、事務所における自律的な取組を促進するとともに不適切行為の未然防止と早期かつ適切な対応を図るため、毎年4月に本局でコンプライアンス指導者を養成するための講習会を開催する。</p> <p>(2) 各事務所のコンプライアンス指導者の資質向上 …… 継続 コンプライアンス・ミーティングのテーマや効果的な実施方法、講習会の開催及び相談しやすい窓口などを検討するとともに、コンプライアンス指導者としての資質向上を図るため、近隣事務所によるブロックごとにコンプライアンスに関する勉強会を、ブロックワーキングとして開催する。 本局及びコンプライアンス指導者間でコンプライアンスに関する情報共有を行い、指導者としての役割の明確化と指導者能力の向上を図る。</p>	<p>(1) コンプライアンス・ミーティングの運営について、各事務所の取組を支援・指導 …… 継続 コンプライアンス・ミーティングの企画やコンプライアンス講習会の開催を独自に行うなど、事務所における自律的な取組を促進するとともに不適切行為の未然防止と早期かつ適切な対応を図るため、毎年4月に本局でコンプライアンス指導者を養成するための講習会を開催する。</p> <p>(2) 各事務所のコンプライアンス指導者の資質向上 …… 継続 コンプライアンス・ミーティングのテーマや効果的な実施方法、講習会の開催及び相談しやすい窓口などを検討するとともに、コンプライアンス指導者としての資質向上を図るため、近隣事務所によるブロックごとにコンプライアンスに関する勉強会を、ブロックワーキングとして開催する。 本局及びコンプライアンス指導者間でコンプライアンスに関する情報共有を行い、指導者としての役割の明確化と指導者能力の向上を図る。</p>
<p>4 発注者綱紀保持の徹底</p>	<p>4 発注者綱紀保持の徹底</p>
<p>(1) 職員に対し発注者綱紀保持規程の周知徹底 …… 継続 国民の疑惑を招かないよう発注事務に係る綱紀の保持を図るため、関係法令の遵守はもとより、四国地方整備局発注者綱紀保持規程について周知徹底する。</p>	<p>(1) 職員に対し発注者綱紀保持規程の周知徹底 …… 継続 国民の疑惑を招かないよう発注事務に係る綱紀の保持を図るため、関係法令の遵守はもとより、四国地方整備局発注者綱紀保持規程について周知徹底する。</p>

変 更 案	現 行
<p>(2) 事業者及び事業者団体に対し、発注者綱紀保持規程等の周知依頼を徹底・・・継続 現在、事業者及び事業者団体に対し、発注事務に係る綱紀保持に関する取組として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本局ホームページに、有資格者を対象とした発注者綱紀保持の取組についての協力依頼の掲載 ○執務室の入口等に、執務室への入室にあたっての協力依頼の掲示 ○一般競争（指名競争）参加資格認定通知書に、四国地方整備局における発注者綱紀保持の取組への協力依頼文の同封 ○事業者団体との各種意見交換会等で、四国地方整備局における発注事務に係る綱紀保持の取組等を周知 <p>を実施している。</p> <p>今回の談合事案を受け、平成24年11月に事業者団体へ四国地方整備局における「発注事務に係る綱紀保持に関する取組等」について、会員各社への周知を依頼し、発注者綱紀保持規程への、理解と協力を求める。（別紙4参照）</p>	<p>(2) 事業者及び事業者団体に対し、発注者綱紀保持規程等の周知依頼を徹底・・・継続 現在、事業者及び事業者団体に対し、発注事務に係る綱紀保持に関する取組として、</p> <ul style="list-style-type: none"> ○本局ホームページに、有資格者を対象とした発注者綱紀保持の取組についての協力依頼の掲載 ○執務室の入口等に、執務室への入室にあたっての協力依頼の掲示 ○一般競争（指名競争）参加資格認定通知書に、四国地方整備局における発注者綱紀保持の取組への協力依頼文の同封 ○事業者団体との各種意見交換会等で、四国地方整備局における発注事務に係る綱紀保持の取組等を周知 <p>を実施している。</p> <p>今回の談合事案を受け、平成24年11月に事業者団体へ四国地方整備局における「発注事務に係る綱紀保持に関する取組等」について、会員各社への周知を依頼し、発注者綱紀保持規程への、理解と協力を求める。（別紙4参照）</p>
<p>5 発注担当職員が事業者と対応する際のルールの徹底</p>	<p>5 発注担当職員が事業者と対応する際のルールの徹底</p>
<p>(1) 事業者との対応について、受付カウンター等オープンな場所で、原則、複数の職員により対応すること …… 継続</p>	<p>(1) 事業者との対応について、受付カウンター等オープンな場所で、原則、複数の職員により対応すること …… 継続</p>
<p>(2) 個室での1人での応接の禁止徹底 …… 継続</p>	<p>(2) 個室での1人での応接の禁止徹底 …… 継続</p>
<p>(3) 応接場所の可視化 …… 【新規】 事業者等との対応は、受付カウンター等オープンな場所で行うこととなっており対応場所としてふさわしいか否かについては、「第三者から応接状況が確認できる状況」であるかを個別に判断する必要がある。事業者等との対応を適切に行うため会議室、個室、応接室等について調査を実施し、応接場所の可視化を検討する。</p>	<p>(3) 応接場所の可視化 …… 【新規】 事業者等との対応は、受付カウンター等オープンな場所で行うこととなっており対応場所としてふさわしいか否かについては、「第三者から応接状況が確認できる状況」であるかを個別に判断する必要がある。事業者等との対応を適切に行うため会議室、個室、応接室等について調査を実施し、応接場所の可視化を検討する。</p>
<p>(4) 外部からの不当な働きかけや口利きに対しては、組織として毅然とした対応をとる …… 継続 四国地方整備局発注者綱紀保持規程第12条により、職員は事業者等又は四国地方整備局以外の国土交通省職員若しくは他府省の職員等から不当な働きかけと思料する行為を受けたときには、その者に対して、応じられない旨及び当該不当な働きかけが記録、公表されるものとなる旨を伝えるよう努める。 組織として受けとめ、組織として毅然とした対応するため、速やかに所属長等を経由し、所属部長等に報告する。 不当な働きかけについては、公表を行う。</p>	<p>(4) 外部からの不当な働きかけや口利きに対しては、組織として毅然とした対応をとる …… 継続 四国地方整備局発注者綱紀保持規程第12条により、職員は事業者等又は四国地方整備局以外の国土交通省職員若しくは他府省の職員等から不当な働きかけと思料する行為を受けたときには、その者に対して、応じられない旨及び当該不当な働きかけが記録、公表されるものとなる旨を伝えるよう努める。 組織として受けとめ、組織として毅然とした対応するため、速やかに所属長等を経由し、所属部長等に報告する。 不当な働きかけについては、公表を行う。</p>

変 更 案	現 行
<p>6 コンプライアンス相談・報告窓口の周知と適正な運用 …………… 継続</p> <p>コンプライアンス相談・報告窓口について、職員への周知に工夫を凝らし、窓口設置の趣旨が活かされる取組を進める。</p> <p>また、相談・報告があった場合には、「コンプライアンス相談・報告窓口の対応フロー」に基づき迅速かつ的確な対応を行う。</p> <p>7 内部監査の強化・充実 …………… 継続</p> <p>一般監査において、コンプライアンスの取組状況及び入札契約関係文書の管理等を重点監査事項に位置付け監察強化を図る。</p> <p>また、必要に応じ臨時的な監査等を実施する。</p> <p>※ 「平成24年度におけるコンプライアンスの取り組み方針について」（平成24年2月2日）についても継続する。（別紙5参照）</p>	<p>6 コンプライアンス相談・報告窓口の周知と適正な運用 …………… 継続</p> <p>コンプライアンス相談・報告窓口について、職員への周知に工夫を凝らし、窓口設置の趣旨が活かされる取組を進める。</p> <p>また、相談・報告があった場合には、「コンプライアンス相談・報告窓口の対応フロー」に基づき迅速かつ的確な対応を行う。</p> <p>7 内部監査の強化・充実 …………… 継続</p> <p>一般監査において、コンプライアンスの取組状況及び入札契約関係文書の管理等を重点監査事項に位置付け監察強化を図る。</p> <p>また、必要に応じ臨時的な監査等を実施する。</p> <p>※ 「平成24年度におけるコンプライアンスの取り組み方針について」（平成24年2月2日）についても継続する。（別紙5参照）</p>

変更案

別紙3

私のコンプライアンス行動チェック

所属・氏名	チェック実施日	チェック項目	チェック
サービス関係	1	遅刻等をせず勤務時間を守り、勤務時間中は職務に専念していますか？	
	2	勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動していますか？	
	3	性的発言や行動で、周りの職員等に不快感を与えていませんか？	
	4	法令及び規則等を遵守し、常に国民の目線で常識的な行動が取れていますか？	
	5	守秘義務に違反していませんか？	
・倫理法 倫理規程 関係	6	国民全体の奉仕者であることを自覚し、国民に差別的取扱いをせず、常に公正な職務の執行に当たっていますか？	
	7	常に公私の別を明らかにし、職務や地位を私的利益のために用いないようにしていますか？	
	8	権限の行使に当たっては、国民の疑惑や不信を招くような行為をしないようにしていますか？	
	9	職務の執行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げて取り組んでいますか？	
	10	勤務時間外でも、常に公務の信用を念頭に置いて行動していますか？	
	11	利害関係者から金品等の贈与を受けていませんか？	
	12	利害関係者から金銭の貸付けを受けていませんか？	
	13	利害関係者から無償で物品等の貸付けや役務の提供を受けていませんか？	
	14	利害関係者から未公開株式を譲り受けていませんか？	
	15	利害関係者から供給接待を受けていませんか？	
	16	利害関係者と共に遊技・ゴルフや旅行をしていませんか？	
	17	利害関係者に要求して第三者に対して金品等の贈与等の行為をさせていませんか？	
	18	利害関係者に該当しない事業者等から、程度を超えて供給接待又は財産上の利益の供与を受けていませんか？	
	19	飲食代等のつけ回しをしていませんか？	
発注者 綱紀保持規 程関係	20	発注事務に関し、国民の疑惑を招く行為をしていませんか？	
	21	発注事務に係る関係法令を遵守していますか？	
	22	事業者等には公平かつ適正に接するとともに、国民の疑惑や不信を招かないようにしていますか？	
	23	発注者綱紀保持規程に反する行為を知った場合には、発注者綱紀保持担当者(内線88-2225)又は発注者綱紀保持担当弁護士に報告していますか？	
	24	事業者等からの不当な働きかけに対しては、拒絶し直ちに所属長等へ報告していますか？	
	25	家族に知られても恥ずかしくない行動をしていますか？	
	26	発注者綱紀保持規程に反する恐れのある行為を見過ごしてはいませんか？	

現行

別紙3

私のコンプライアンス行動チェック

所属・氏名	チェック実施日	チェック項目	チェック
サービス関係	1	遅刻等をせず勤務時間を守り、勤務時間中は職務に専念していますか？	
	2	勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動していますか？	
	3	性的発言や行動で、周りの職員等に不快感を与えていませんか？	
	4	法令及び規則等を遵守し、常に国民の目線で常識的な行動が取れていますか？	
	5	守秘義務に違反していませんか？	
・倫理法 倫理規程 関係	6	国民全体の奉仕者であることを自覚し、国民に差別的取扱いをせず、常に公正な職務の執行に当たっていますか？	
	7	常に公私の別を明らかにし、職務や地位を私的利益のために用いないようにしていますか？	
	8	権限の行使に当たっては、国民の疑惑や不信を招くような行為をしないようにしていますか？	
	9	職務の執行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げて取り組んでいますか？	
	10	勤務時間外でも、常に公務の信用を念頭に置いて行動していますか？	
	11	利害関係者から金品等の贈与を受けていませんか？	
	12	利害関係者から金銭の貸付けを受けていませんか？	
	13	利害関係者から無償で物品等の貸付けや役務の提供を受けていませんか？	
	14	利害関係者から未公開株式を譲り受けていませんか？	
	15	利害関係者から供給接待を受けていませんか？	
	16	利害関係者と共に遊技・ゴルフや旅行をしていませんか？	
	17	利害関係者に要求して第三者に対して金品等の贈与等の行為をさせていませんか？	
	18	利害関係者に該当しない事業者等から、程度を超えて供給接待又は財産上の利益の供与を受けていませんか？	
	19	飲食代等のつけ回しをしていませんか？	
発注者 綱紀保持規 程関係	20	発注事務に関し、国民の疑惑を招く行為をしていませんか？	
	21	発注事務に係る関係法令を遵守していますか？	
	22	事業者等には公平かつ適正に接するとともに、国民の疑惑や不信を招かないようにしていますか？	
	23	発注者綱紀保持規程に反する行為を知った場合には、発注者綱紀保持担当者(内線88-2225)又は発注者綱紀保持担当弁護士に報告していますか？	
	24	事業者等からの不当な働きかけに対しては、拒絶し直ちに所属長等へ報告していますか？	
	25	家族に知られても恥ずかしくない行動をしていますか？	
	26	発注者綱紀保持規程に反する恐れのある行為を見過ごしてはいませんか？	

変更案

別紙3

私のコンプライアンス行動チェック

所属・氏名	チェック実施日	チェック項目	チェック
		27 事業者等との対応は、受付カウンター等オープンな場所で複数であるなど、発注者綱紀保持規程を遵守していますか？	
		28 発注事務に関する秘密を発注事務に関係していない職員等に教示若しくは示唆等をしていませんか？	
		29 秘密に関する書類の持ち出し等を行っていませんか？	
		30 秘密の漏洩防止のため、受付カウンター設置など執務室の環境整備が行われていますか？	
コミュニケーション関係		31 普段から職員同士のコミュニケーションが図られるよう心掛けていますか？	
		32 職員間の朝夕の挨拶が出来ていますか？	
		33 仕事や職場の悩みについて、上司・同僚等に相談をしていますか？	
		34 上司の方は、部下の業務及び勤務の状況を把握するよう気を配っていますか？	
		35 仕事の悩みを一人で抱え込んでいませんか？	
情報セキュリティ		36 個人情報の管理はパソコンデータ、携帯電話についても適正に行われていますか？	
		37 不審なメールは開かないようにしていますか？ また、複数の外部の方へ一括メールする場合において、BCCにメールアドレスを入力するなどし個人情報にあたるメールアドレスがメールを受けた当事者以外に漏れないようにしていますか？	
		38 許可なくUSBメモリによる情報持ち出しや、他のパソコンから取り出したUSBメモリをつないでいませんか？	
		39 業務上関係のないWebサイトを閲覧していませんか？	
		40 四国地方整備局情報セキュリティポリシーを遵守していますか？	
その他		41 著作権や特許権など知的財産を侵害しないようにしていますか？	
		42 業務請負契約の車両管理員、担当技術者等に直接、指示・命令をしていませんか？	
		43 業務請負契約の車両管理員、担当技術者等の方を職員と同じ名簿等に記載をするなど、派遣法に抵触する行為をしていませんか？	
		44 国民との対応は、電話や面談にかかわらず言葉遣いに気をつけ、意見等をよく聞いていますか？	
		45 庁舎等の国有財産や物品(パソコン、事務機器等)を私的な事に使用していませんか？	
		46 飲酒運転、スピード違反等の交通3悪はもとより安全運転義務違反にも該当する運転をしていませんか？	
		47 コンプライアンス全般に反する恐れのある行為を見逃してはいませんか？	

現行

別紙3

私のコンプライアンス行動チェック

所属・氏名	チェック実施日	チェック項目	チェック
		27 事業者等との対応は、受付カウンター等オープンな場所で複数であるなど、発注者綱紀保持規程を遵守していますか？	
		28 発注事務に関する秘密を発注事務に関係していない職員等に教示若しくは示唆等をしていませんか？	
		29 秘密に関する書類の持ち出し等を行っていませんか？	
		30 秘密の漏洩防止のため、受付カウンター設置など執務室の環境整備が行われていますか？	
コミュニケーション関係		31 普段から職員同士のコミュニケーションが図られるよう心掛けていますか？	
		32 職員間の朝夕の挨拶が出来ていますか？	
		33 仕事や職場の悩みについて、上司・同僚等に相談をしていますか？	
		34 上司の方は、部下の業務及び勤務の状況を把握するよう気を配っていますか？	
		35 仕事の悩みを一人で抱え込んでいませんか？	
情報セキュリティ		36 個人情報の管理はパソコンデータ、携帯電話についても適正に行われていますか？	
		37 不審なメールは開かないようにしていますか？ また、複数の外部の方へ一括メールする場合において、BCCにメールアドレスを入力するなどし個人情報にあたるメールアドレスがメールを受けた当事者以外に漏れないようにしていますか？	
		38 許可なくUSBメモリによる情報持ち出しや、他のパソコンから取り出したUSBメモリをつないでいませんか？	
		39 業務上関係のないWebサイトを閲覧していませんか？	
		40 四国地方整備局情報セキュリティポリシーを遵守していますか？	
その他		41 著作権や特許権など知的財産を侵害しないようにしていますか？	
		42 業務請負契約の車両管理員、担当技術者等に直接、指示・命令をしていませんか？	
		43 業務請負契約の車両管理員、担当技術者等の方を職員と同じ名簿等に記載をするなど、派遣法に抵触する行為をしていませんか？	
		44 国民との対応は、電話や面談にかかわらず言葉遣いに気をつけ、意見等をよく聞いていますか？	
		45 庁舎等の国有財産や物品(パソコン、事務機器等)を私的な事に使用していませんか？	
		46 飲酒運転、スピード違反等の交通3悪はもとより安全運転義務違反にも該当する運転をしていませんか？	
		47 コンプライアンス全般に反する恐れのある行為を見逃してはいませんか？	